議案第 十四四 号

職員団体のため の職員の行為の制限の特例に関する条例の一 部级

正について

足により、本談会の議決を求める。 るととについて、 次のとおり戦員団 地方自治法 一体のための職員の行為の制限の特別に関する条例の一部を改正す (昭和二十二年法律第六十七号)第九十六条第二項の規

 $S_{i}^{\prime }$ 和四十五年二月 十二 日

三朝町長 坂

H: \mathcal{H}_{r}

己

職員団体のた t) の職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改

正する条例

三朝町条例第

号

第二十三号)の一部を次のように改正する。 職員団体のため Ó 職員の行為の制限の特例に関する条例 (昭和四十一 年三朝町条

e Ver

第一条中「することのできる」を「することができる」に改める。

第二条第三号及び第四号を削り、阿条第一号及び第二号を次のように改める。

一、法第五十五条第八項の規定に基づき、適法な交渉を行なり場合

並びに体職の期間 年次有給休暇、 休日及び年始年末の休暇 (特 KC 一部を 俞 ぜられた場合を除く。

附則

との条例は、公布の日から施行する。

路招拾五年 弐月拾弐日原案可決

朝町議会議長牧田禎縣的議員

~ 2